

平成24年7月1日

各位

八幡信用金庫

### 復興特別所得税について

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）」が公布され、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、所得税額に対して2.1%の「復興特別所得税」が付加されることになりました。

このため、平成25年1月1日以降に支払われる預金利息や公共債の利子のほか、投資信託の譲渡益や分配金の所得税額に対しても、下記のとおり「復興特別所得税」が付加されますのでお知らせいたします。

なお、当金庫の既成広告宣伝物等（チラシ・ポスター・説明書等）に、「復興特別所得税」の説明がなされていないものもございますので、ご了承ください。

### 記

復興特別所得税を付加した税率（平成25年1月1日以降）					
種類	税金	平成24年 12月31日	平成25年1月1日 ～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日 ～ 平成49年12月31日	平成50年 1月以降
預金利息 公共債の利子 公共債投資信託の分 配金・償還益等	税率	20%	20.315%		20%
	所得税	15%	15%		15%
	地方税	5%	5%		5%
	復興特別 所得税	—	$15\% \times 2.1\% = 0.315\%$		—
公募株式投資信託の 普通分配金、譲渡益等	税率	10%	10.147%	20.315%	20%
	所得税	7%	7%	15%	15%
	地方税	3%	3%	5%	5%
	復興特別 所得税	—	$7\% \times 2.1\% = 0.147\%$	$15\% \times 2.1\% = 0.315\%$	—

※利子の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払を受けるべき利子等に対し、上記税率で源泉徴収されます（なお、内国法人等においては、公募株式投資信託の普通分配金等に対し、住民税は徴収されません）。

※個人向け国債の中途換金時に差し引かれる中途換金調整額は、平成25年1月10日受渡分以降、「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8」から「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685」となります。

※公募株式投資信託の普通分配金や譲渡益等について、お客さまが確定申告を行う場合には、「各年分の所得税額×2.1%」が復興特別所得税として課税されます。

※少額貯蓄非課税制度（マル優）、少額公債非課税制度（マル特）を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。

※今後、税制が改正された場合は、内容が変更になることがあります。

※記載されている税制の説明は、一般的な内容です。課税の詳細については、お住まいの管轄税務署にご確認ください。

以上